

令和8年度 事業計画〈予算編成方針〉

基本方針

高齢者（65歳以上）を取り巻く雇用環境は、生産年齢人口の減少や定年延長などにより就業者数・就業率ともに上昇しており、国民の3人に1人が65歳以上（R6高齢化率29.3%）、6人に1人が75歳以上（16.8%）というかつて人類が経験したことのない高齢社会を迎えようとしています。

また、日本人の平均寿命は、今後も延びることが予想される一方で、少子化や人口減少に伴う労働力不足、企業における定年の延長や廃止などにより高齢者の働き方のスタイルや価値観が大きく変わりつつあります。

内閣府の調査によると、現在収入のある60歳以上の男女のうち「働けるうちはいつまでも働きたい」と回答した人の割合は33.5%、70歳、75歳、80歳までとの回答と合計すれば85.3%が働きたいと希望しています。

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮し活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正されました。

これは、労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢の中から事業主がいずれかを措置する努力義務を設けたものです。

さらに、令和6年11月から施行されたフリーランス法に伴う新たな契約方法への対応については、今年度から実施をいたします。

紫波町においては、高齢化率が32%を超え（R8.1月末現在32.57%）、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えてきていることに加え、高齢者が健康で元気に活躍できる「居場所」の確保が課題となっています。

これらの課題に対処するためには、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりが欠かせません。

このことは、家事援助等の生活支援にとどまらず、町の基幹産業である農業分野においても、シルバー人材センターが果たす役割への期待が、ますます大きなものとなってきています。

しかし、特に60歳台の入会希望者の減少傾向が年々強まるとともに、会員数の伸び悩みに加え高齢化に拍車をかけており、特に女性会員数が伸び悩んでいることから、発注者からの要望に十分に対応できないケースも増加してきています。

こうした状況を乗り越えるためには、

- ①「会員や地域の求めに応じた柔軟かつ多様な就業開拓」、
- ②「新規就業分野に対応できる会員数の拡大」、
- ③「地域におけるセンターの存在意義を高めること」が重要であり、

その実現のためには、会員と役職員が一丸となって、

- ①『明るく、楽しく、誠実な職場づくり』を心がけ、
- ②『元気で地域に貢献できる喜び』を実感し、
- ③『“事故ゼロ”を目標に、安全で生きがいに満ちた環境づくり』に努めます。

さらに、公益法人として地域社会の負託に応えるため、

- ④『将来を見据えた創意工夫と「自主・自立、共働・共助」を基本理念としたハラスメントのない健全なセンターの運営』を目指します。

第1 事業方針

1 実績・事業目標数値等 ※「第2次中・長期計画」[R2～R11]による(R7.3.13 改定)

令和8年度は、当センターが策定した第2次中・長期計画（後期）の2年度目に位置付けられます。

当センターは、平成25年度から公益社団法人格を取得しており、社団法人における構成員である社員（会員）は、組織の基盤を成す最大の要素といえます。

そして、センターの事業を継続・拡大していく上で、最も重要な指標となるのが「会員数」であり、これを拡大していくことは会員一人ひとりの利益にも適うことになります。

紫波町における、今後10年程度の年代別の人口推計を見ると、65～74歳のいわゆる前期高齢者層は減少傾向を示しています。この前期高齢者層は、当センターの会員の中核を成す年齢層とほぼ一致しており（表1・2 参照）、このことは、これまでと同様のやり方では会員の拡大が困難であることを示しています。

表1からは、会員の平均年齢が74.2歳であることが分かります。平成21年4月末時点の平均年齢は、69.0歳（会員数216人）でしたので、16年間で5.2歳上昇しています。

これは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正等に伴い、65歳までの雇用の確保が義務化され、さらに70歳までの雇用確保が努力義務とされたことも要因として上げられます。

表1 平均、最高・最低年齢（R8.2.28 現在、（ ）内は H21.4.30 現在）

	平均年齢	最高年齢	最低年齢	就業率
男	74.6 (69.7)	87 (85)	62 (59)	83.7%
女	74.1 (67.8)	86 (76)	65 (60)	86.4%
計	74.5 (69.0)	87 (85)	62 (59)	84.4%

表2からは、前期高齢者の年齢枠である65歳から74歳までの会員は、全体の49.7%（前年度52.2%）であり減少傾向を示しています。

その分、後期高齢者の年齢枠である75歳以上の会員は、全体の48.1%（前年度46.1%）と増加傾向にあります。

また、紫波町全体の人口の中で、今後、前期高齢者の年代層が減少することが推計されています。

表2 年齢区分別会員数（R8.2.28 現在（ ）内は R7.2.28 現在）

	男	女	合計	構成比
60～64 歳	4 (3)	0 (0)	4 (3)	2.2%(1.7%)
65～69 歳	23 (25)	10 (10)	33 (35)	18.4%(19.6%)
70～74 歳	40 (41)	16 (17)	56 (58)	31.3%(32.6%)
75 歳以上	68 (63)	18 (19)	86 (82)	48.1%(46.1%)
合計	135 (132)	44 (46)	179 (178)	100%

以上のことを踏まえて、今年度の会員数目標値等を次のとおり設定しました。

また、受託事業及び派遣事業における各目標値についても、第2次中・長期計画の目標数値に合わせ次のとおりとします。

(1) 包括契約事業

項 目	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和8年度-令和7年度
	目標値	目標値	実績値	増減値
会員数 (人)	186	182	179	4
受取業務委託料 (千円)	11,550	11,250	10,337	300
受注件数 (件)	1,347	1,344	1,368	3
就業実人員 (人)	153	150	146	3
就業延人員 (人日)	15,300	15,000	14,870	300
就業率 (%)	83.0	82.0	81.6	1.0

(2) 派遣事業

項 目	令和8年度	令和7年度	令和6年度	令和8年度-令和7年度
	目標値	目標値	実績値	増減値
契約金額 (千円)	12,000	12,000	9,148	0
受託収益 (千円)	1,560	1,560	1,315	0
受注件数 (件)	33	33	31	0
就業実人員 (人)	29	29	22	0
就業延人員(人日)	1,814	1,814	1,840	0

第2 事業計画

1 雇用によらない就業機会の提供事業

(1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と、福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かし、地域の人手不足分野及び現役世代を支える分野での就業を促進し、活力ある地域社会づくりに寄与するため、公共機関、民間事業所及び一般家庭からの需要に応じて、請負及び委任の形態により地域に密着した就業機会を確保し、組織的な提供を行います。

(2) 独自事業の推進

高齢者の就業や社会参加を通じた機会を活用して、独自の創意工夫により地域に貢献することが可能な事業の推進に努めます。

2 雇用による就業機会の提供

(1) 職業紹介事業

岩手県シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）の行う職業紹介の実施事業所として、一般高齢者及び会員を対象に、職業紹介による就業機会の提供を行います。請負・委任や派遣になじまない業務について、この制度を活用するものです。

- ① 職業紹介責任者講習への参加
- ② 職業紹介事業研修会への参加

(2) 労働者派遣事業

高齢者の多様な雇用・就業機会の確保を図るため、就業可能な範囲において、派遣労働を希望し登録した会員を対象に本事業を実施します。

本事業は、適正就業への取り組みを実施するうえで、請負・委任になじまない就業形態への対応として不可欠であり、また、会員の就業拡大にも繋がることから、実施主体である連合会と連携しながら事業の推進を図ります。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 労働者派遣事業における教育訓練の実施

3 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

(1) センターが行う講習事業

就業意欲のある高齢者に対し、就業上必要な知識・技能を付与することにより就業に結びつけるとともに、より広い分野での仕事の確保と提供を行い、活力ある地域社会づくりに寄与するため、一般高齢者及び会員を対象に講習会を実施します。

- ① 庭木剪定講習会の実施
- ② 草刈り講習会の実施
- ③ 安全講習会の実施
- ④ 派遣登録会員に対する教育訓練の実施
- ⑤ 一般高齢者及び会員に対する講習会の実施
- ⑥ 役員に対する講習会の実施

(2) 連合会が行う講習等事業

就業に必要な知識及び技能を付与することにより、会員のスキルアップを図るとともに、自らの安全を確保するために必要な知識の習得を目的とした連合会が行う講習会等に積極的に参加します。

- ① 安全・適正就業推進研修への参加
- ② 派遣登録会員に対する教育訓練への参加

第3 事業推進のための諸活動

事業推進及びその他の社会参加活動推進のための諸活動

高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域づくりに寄与するとともに社会参加活動を推進するために以下の事業を実施します。

(1) 普及啓発事業

地域に根ざした効果的かつ効率的な事業を推進するため、シルバー事業の理解、会員の加入促進及び意識啓発を図るために、次の活動を実施します。

- ① 普及促進啓発月間活動を実施
- ② 入会説明会の実施（毎週木曜日）
- ③ 地区毎の公共施設等における奉仕活動を実施
- ④ 町広報誌「紫波ネット」、地域情報紙「紫波新聞」等を活用した普及啓発
- ⑤ 新規会員の加入実績に応じた会員への貢献ポイント制度の実施
- ⑥ 各イベント会場におけるPR活動の実施

(2) 安全・適正就業の推進

センター事業の運営において、会員の安全就業は最重要課題です。

会員が、自らの健康維持と安全の確保を図りながら、提供された仕事を安全かつ適正に遂行するため、次の活動を通じて、健康と安全に対する意識の高揚と啓発活動に努めます。

また、適正就業については「適正就業基準」に基づき、発注者の理解と協力を得て長期就業や未就業会員の解消を図りながら、多くの高齢者が働く喜びを享受できるよう、適正就業の推進に努めます。

- ① 安全・適正就業強化月間の実施
「事故」・「熱中症」・「蜂刺され」等の防止
- ② 安全・適正就業委員会の開催
- ③ 安全パトロールの実施
- ④ 健康増進のための講習会及び実践事業の実施

(3) 調査研究

高齢者の就業機会の開拓・拡大を図るため、会員及び高齢者の就業に係る調査研究を実施します。

- ① 受注契約額、受注件数等の分析
- ② 会員の入会状況、退会理由等の調査
- ③ センターに対する意見・要望の収集
- ④ 就業希望調査結果及び分析内容の公表
- ⑤ 総務部会の開催（経営環境の動向調査、各種事業の影響調査）
- ⑥ 事業部会の開催（会員拡大・退会抑止対策の検討、就業開拓・拡大対策の検討、就業率向上対策の検討）

（４）就業機会の開拓・拡大

役職員が一体となって、官公庁及び事業所等を訪問することで、多様化する会員のニーズ及び地域における福祉や介護等の人手不足分野を的確に把握し、より多くの適正な就業機会を開拓・拡大するよう努めます。

- ① 役職員等による事業所、官公庁への訪問活動
- ② 各種団体等に対するセンター事業の周知
- ③ 会員による近隣世帯や知人・友人への情報提供
- ④ 就業先新規開拓の実績に応じた会員への貢献ポイント制度の実施
- ⑤ 会員による生産物・加工品・作品等の展示即売会の試行

（５）相談・情報提供

当センターの事業内容及び活動状況の情報を町民に提供するとともに、就業に関する情報収集を実施して事業の拡大を図ります。

- ① 毎週木曜日に「入会説明会」を実施
- ② 未就業会員に対して「就業相談」を実施
- ③ 町広報誌「紫波ネット」、地域情報紙「紫波新聞」への情報提供
- ④ 会員としての意識や仲間づくり、社会奉仕活動への参加の啓発

（６）社会参加活動の推進

地域社会への還元として、公共施設等を対象とした全会員によるボランティア活動と、地区別による社会参加活動を実施します。

また、機会あるごとに広く町民及び公共団体へ呼びかけをし、社会の要請に応じた地域に根ざした活動を実施します。

- ① 紫波町役場や一般事業所等との連携によるボランティア活動の実施
- ② 地区別に公共施設等へのボランティア活動の実施
- ③ 高齢者見守りネットワーク「みまもってねット」活動の推進

（７）女性会員の拡大

超高齢社会を迎えている現代では、家事援助や介護分野において女性の持つ労働力に大きな期待が高まってきています。

今後、こうした需要がますます増加し、センターへの依頼が増えるものと予測されることから、女性を対象とした入会推進活動を推進します。

- ① 女性会員に適した就業機会の確保
- ② 女性のための入会説明会の開催
- ③ 女性役員の登用拡大

令和8年度 総務部会事業計画

1 事業実施方針

センターの発展及び事業の確実な推進を目的として、次のとおり実施する。

- ① 定時総会の運営に関する事
- ② 事業計画の策定に関する事
- ③ 収支予算に関する事
- ④ 収支決算に関する事
- ⑤ 関係団体との連携に関する事
- ⑥ 理事活動に対する理事の処遇に関する事
- ⑦ 健康増進に関する事

2 事業実施計画

分 野	事 業	実 施 内 容
1 組織の充実	(1) 総会の充実 (2) 地域班の強化 (3) 職群班の強化 (4) 帰属意識の向上	総会への出席を促進 地域班会議の促進 職群班会議の促進 センター貢献ポイント制度の促進
2 事業計画	(1) 収支予算の適正化 (2) 財務体質の強化	創意工夫による事業計画・収支予算の策定 財務状況の透明化の促進
3 普及啓発	(1) 官公庁等訪問 (2) 企業訪問	官公庁及び関係団体への訪問活動 一般事業所への訪問活動
4 理事会の充実	(1) 理事活動の強化 (2) 専門部会・委員会の強化	組織改革、理事責任の明確化 担当理事の活動促進、委員会への出席
5 情報提供	(1) 広報活動 (2) 就業相談の強化	各種情報収集、広報紙の発行 会員の就業促進、支援体制の強化
6 研修・講習会	(1) 会員研修 (2) 役員研修 (3) 職員研修	センター事業に関する意識啓発活動 健康増進に関する講習会の開催 センター事業運営に関する研修 連合会主催の研修へ参加

令和8年度 事業部会事業計画

1 事業実施方針

町内の一般高齢者及び会員の就業機会の確保を目的として、次のとおり実施する。

- ① 普及啓発及び就業開拓に関する事
- ② 会員の技能の習得及び向上に関する事
- ③ 会員数の拡大に関する事
- ④ 未就業会員の実態調査に関する事
- ⑤ 社会参加活動に関する事
- ⑥ 健康増進に関する事

2 事業実施計画

分 野	事 業	実 施 内 容
1 普及啓発	(1) 就業開拓	普及啓発活動の推進 会員によるチラシ配布の推進 就業先の開拓実績に応じた報奨制度の実施 会員による展示即売会の試行
2 入会促進	(1) 会員の募集 (2) 入会説明会	チラシの配布等による会員拡大の推進 新規会員の加入実績に応じた報奨制度の実施 入会説明会の開催（原則毎週木曜日）
3 研修・講習会	(1) 技能講習会 (2) 一般会員研修 (3) 教育訓練	後継者育成を目的とした講習会の開催 就業に必要な知識等の研修会の開催 労働者派遣における教育訓練の実施
4 調査研究	(1) 利用者アンケート (2) 未就業調査	発注者及び受注契約額の分析 アンケート調査結果の分析・公表 就業実態の調査・分析による就業率向上対策の立案
5 広報活動	(1) しわネット (2) 紫波新聞	紫波町広報紙等を活用した入会説明会の周知 ボランティア活動等の記事の掲載依頼 広告・挨拶等の掲載依頼 活動記事の掲載依頼
6 社会参加活動	(1) ボランティア活動 (2) 地域支援活動 (3) 健康増進活動	センター統一のボランティア活動の推進 地域班によるボランティア活動の推進 「みまもってねッ」活動の推進 名所・旧跡巡りウォーキングの実施

令和8年度 安全・適正就業委員会事業計画

1 事業実施方針

会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できる環境整備の促進を図るとともに適正就業の推進を目的として、次のとおり実施する。

- ① 会員の安全就業を推進し、事故ゼロを目指す。
- ② センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」をより一層推進し、公平な就業機会の提供に努める。
- ③ 法令遵守及び適正就業ガイドラインに則った適正就業を促進する。
- ④ 長期就業の解消及び就業機会の公平化・適正化を図る。
- ⑤ 受託業務に係る就業配分金見積基準額の適正化を図る。

2 事業実施計画

分 野	事 業	実 施 内 容
1 安全管理体制	(1) 委員の選任 (2) 委員長、副委員長の選任 (3) 推進員の配置 (4) 委員会の開催 (5) 職群リーダーの配置 (6) 緊急時対応 (7) 無事故の徹底	委員 9 名を選任（任期 2 年：R9.5.31 まで） 委員の中から互選 職員から選任（R9.5.31 まで） 原則 4 回実施（6 月・9 月・12 月・3 月） 職群設置要領に基づき配置 緊急時連絡網を構築し対応 講習会、研修会、会議等で周知徹底
2 講習会開催	(1) 技能講習会 (2) 安全就業徹底 (3) リーダー研修 (4) 交通安全講習	庭木剪定、草刈作業講習（講師は職群リーダー） 安全就業についての研修 リーダーの心構えについての研修 就業途上における事故防止についての講習
3 受注・就業	(1) 安全・適正就業の強化 (2) 見積基準額の適正化	目標の設定（朝礼等による安全意識の高揚） 安全標語の募集（6 月 30 日まで） 連合会主催の安全・適正就業研修会への参加 安全・適正就業強化月間の実施 （垂れ幕の掲示、ワッペン着用、必携ハンドブック携帯、ヘルメット、命綱着用等） 就業配分金見積基準額の見直し協議の実施
4 事故防止	(1) 巡回指導 (2) 重点パトロール (3) 事故発生時の対応 (4) 健康管理	就業現場のパトロールを 2 人 1 組で実施（10 回） 安全強化月間における重点現場の巡回 事故現場の検証、再発防止対策の検討 町が実施する健診受診の呼びかけ センター設置の血圧計による測定の呼びかけ

令和 8 年度 事 業 計 画（総括表）

月	センター運営	専門部会、普及啓発	研修、会議、講習等	安全・適正就業
4月	入会説明会(5回) 監事監査		官公庁へ挨拶訪問	
5月	入会説明会(2回) 第1回理事会	総務部会 事業部会	班長・リーダー合同会議 技能講習会(庭木・除草)	
6月	入会説明会(3回) 定時総会	全体ボランティア活動	事務局長会議 県シ連総会	安全・適正就業委員会 安全パトロール×2回
7月	入会説明会(4回)	日詰夜市への参加検討	県シ連、安全大会へ参加 安全・適正就業強化月間	安全パトロール×2回
8月	入会説明会(3回)	紫波町夏まつり協賛		安全パトロール×2回
9月	入会説明会(4回) 第2回理事会	総務部会 事業部会		安全・適正就業委員会 安全パトロール×2回
10月	入会説明会(3回) 監事監査	全国一斉普及啓発月間 地域別ボランティア活動	普及啓発活動実施	安全パトロール×2回
11月	入会説明会(4回)		事務局長会議 県シ連職員研修	
12月	入会説明会(4回) 第3回理事会	総務部会 事業部会 紫あ波セルミエール協賛	町長へ事業報告	安全・適正就業委員会 安全講習会
1月	入会説明会(4回)		官公庁へ挨拶訪問 会員一般研修	
2月	入会説明会(3回)		事務局長会議	
3月	入会説明会(4回) 第4回理事会	総務部会 事業部会	班長・リーダー合同会議	安全・適正就業委員会